

「独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則」

第45条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。なお、予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣が定める金額を超える場合は、事前に契約審査委員の意見を書面で徴するものとする。ただし、別に定める場合は、この限りではない。

(1)～(10) 略

(11) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(12) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

(13) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。

(14)～(15) 略

(16) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(17)～(19) 略